

平成27年10月から 法人の皆さまには法人番号をお届けします。

社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が導入されます。

平成27年10月から、個人番号及び法人番号が通知され、平成28年1月から国税分野においても順次、利用が開始されます。



1 法人番号の指定

国税庁長官は、①設立登記法人^(※)、②国の機関、③地方公共団体のほか、④これら以外の法人又は人格のない社団等で法人税・消費税の申告納税義務又は給与等に係る所得税の源泉徴収義務を有することとなる団体に対して、13桁の法人番号を指定します。

(※) 株式会社、有限会社、協同組合、医療法人、一般社団（財団）法人、公益社団（財団）法人、宗教法人、特定非営利活動法人等、法令の規定により設立の登記を行った法人をいいます。

なお、上記以外の法人又は人格のない社団等でも一定の要件を満たす場合には、国税庁長官に届け出ることによって法人番号の指定を受けることができます。

また、法人番号は**1法人に対し1番号のみ指定**されますので、法人の支店や事業所等には指定されません（個人事業者の方には、法人番号は指定されません。）。

2 法人番号の通知

法人番号は、平成27年10月から、書面により通知を行うこととしており、例えば、設立登記法人については、番号の指定後、**登記上の本店所在地に通知書をお届け**します。

3 法人番号の公表

法人番号は、**原則としてインターネット（法人番号公表サイト）を通じて公表され、どなたでも自由にご利用いただくことができます**。公表サイトでは、利用される方にとって使いやすいものとなるよう、公表する3情報（①名称、②所在地、③法人番号）の検索やデータダウンロードを可能とします。

【重要】名称・所在地の変更登記はお済みですか？


株式会社等の設立登記法人が、名称・所在地の登記の変更手続を未済の場合、法人番号指定通知書に、変更前の名称・所在地が記載され、変更前の所在地宛てに送付されたり、変更前の情報が公表されてしまう恐れがあります。そのため、**法人番号の通知開始前（平成27年9月末）までに登記の変更手続を確実に実施**していただきますようお願いいたします。

◎社会保障・税番号制度の詳細やお問い合わせは

社会保障・税番号制度の最新情報やお問い合わせ

- 内閣官房「社会保障・税番号制度」ホームページ
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html> (マイナンバー)
- マイナンバーのコールセンター（全国共通ナビダイヤル）**0570-20-0178**
※ ナビダイヤルは通話料がかかります 平日9時30分～17時30分（土日祝日・年末年始を除く）

国税に関する社会保障・税番号制度（法人番号を含む）の最新情報

国税庁ホームページのトップページの  をクリック

<http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm>

最新情報は、随時更新していきますので、お知らせコーナーをご覧ください

このパンフレットの内容は、平成27年3月末現在の法令に基づいて作成しています。



国税庁